

現代自主管理論と民主主義の諸問題

——バンカールの民主主義論——

津 島 陽 子

はじめに

現代フランスに於けるブルードン研究の第一人者ともくされるジャン・バンカールによれば、ブルードンは「無政府制の父であり、自主管理の父」であつて、無政府制が、否定的な觀念形成として人間に及ぼす人間の「權威」の否定であるのに対して、「自主管理」は積極的肯定的な觀念形成として、人間による人間の「自由」の肯定として位置づけられている。

そして、この「自主管理」論は、彼のいわゆる多元論(pluralisme)⁽¹⁾哲学と密接不可分の關係にあつて、「多元論」の二つの原理として、相互主義と連邦主義とがあり、前者は、相互主義者の社会に於ける経済的民主主義にもとづく自主管理の機構をもたらし、後者は、連邦共和国に於ける政治的民主主義にもとづく連邦制度をもたらし、前者は「所有」に、後者は「国家」に関連し、この相互主義者の「所有」と、連邦的「国家」が、自主管理社会の両極をなしている。

近年、民主主義の問題は、フランスに於ても「先進的民主主義」論を中心にはなばなく展開されており、フ

ランスの他の自主管理論者イヴォン・ブルデなども、ルソーにもとづく民主主義論を展開している。本稿ではバンカールの民主主義論とは如何なるものであるのか、彼の論じる経済的民主主義と政治的民主主義との関連の問題に焦点をしばって解明したい。

—

バンカールの民主主義論は、多元論の二つの原理としての相互主義（自主管理の機構）と連邦主義（連邦制度）ともとづいて、それぞれ経済的民主主義と、政治的民主主義とに分けて論じられている。

バンカール民主主義論の第一の前提は、プルドン理論にあることを先ず第一に確認しておかねばならない。すなわちバンカールによれば「プルドンの予見は、百年後の今日に於て現実的となったのであって、それは同時に未来の理論である」といい、「資本家的所有と、権威的な共有との間に私は世界をうち建てるであろう」というプルドンの理論の枠づけに依拠して展開されている。

要するに所有も共有も、一方は資本家的であり他方は権威的であるために否定し、両者の間に自主管理にもとづく理想社会をうち立てようとする。この社会に於ては「相互主義的で連邦的な所有」がうち立てられ、この「相互主義的で連邦的な所有」に「経済的民主主義」が対応し、この「経済的民主主義」に、「相互主義的連邦主義」（国家）が対応するのである。

いいかえれば、資本主義も共産主義も、共に個人の自由を犯すものとして非難され、資本主義に於ては「経済的封建制」に於ける専制権力が、共産主義に於ては、「政治機能と経済機能の国家への集中」があり、共に自由

を抑制している。前者に於ては、資本主義的独占が、後者に於ては国家企業が支配し、プルドンは両者のそとに「農工連合」をうちたてようとする。「農工連合」は、労働者を、前者に於ける資本主義的疎外から解放し、後者に於ける国家的疎外から保護するものである。要するにこれは自主管理の機構であり、ここに於ては、個人と集団の自治や、連邦的規制による連帯が、脈打っているのである。

従つてバンカール民主主義論の構成は、「経済的民主主義と相互社会」及び「政治的民主主義と連邦共和国」に二分され、経済的民主主義論に於ては、多元論者の労働主義にもとづいて、所有の相互主義的連邦理論が次のように論じられる。

バンカールによれば、プルドンの全思想の中心をなす概念は、「正義(La Justice)」ではなくて、「労働(Le travail)」である。「労働」はプルドンの全体系の基礎をなし、経済科学は、プルドンにとつて、「労働の科学」とりわけ、社会的労働の科学としてあらわれ、社会的労働の本性は、「社会経済学(La socio-économie)」としてあらわれる。

この多元論者の労働主義(Le travailisme)にもとづいて、所有の相互主義的連邦理論が展開される。

先ず、プルドンが、経済社会と政治社会との間にうち立てた区別が、所有のプルドンの理論をとくかぎであり、経済問題を解決する場合のすべてである。経済社会を制度化するために、産業的民主主義を組織するために「所有の相互主義的連邦理論」がうちたてられ、これは、プルドン経済学の方法であるところの系列の弁証法に支えられている、ととく。

バンカールによる「相互主義的連邦的所有」理論把握の特徴は、第一に、所有を、経済社会と政治社会の区別

の上に論じることにある。いわく「ブルードンが経済社会と政治社会との間にうち立てた区別が、所有のブルードンの理論をとくかぎである。」⁽⁵⁾ その場合、経済社会である経済機構と、国家である政治組織を、ともに集団的な実在としてとらえ、国家と経済社会は、自治的であると同時に連帯的な、対立的であると同時に補足的な二つの集団を構成していると、とき、所有は国家と経済社会の弁証法的関係によって、又、二つの集団的存在に固有の社会学的法則によってのみ理解されるのである。従って所有の機能は、政治的機能と経済的機能とに分けられ、前者に於ては公権力の釣合いとしての役目から、経済社会のメンバーの個人的自由の保証が主たる機能となり、後者に於ては、集団的剰余に対する絶対的所有的権利が所有の経済的機能となるのである。

第二の特徴として、所有概念の多義的解釈である。バンカールによれば、ブルードンは、所有の相互主義的連邦的理論を、初期の著作「所有とは何か」(一八四〇年)以来、遺稿となった「所有の理論」(一八六五年)まで、実に二十五年間にわたって作りあげ、相互主義と連邦的権利の原理によって所有を再構成したのであって、いろいろな所有をすべて、〈相互主義的〉〈連邦的〉所有に一括してしまふのである。いわく「ばらばらに考えられているあらゆる所有は〈相互主義的〉なものであり、相互的關係に於てのみ知覚できるからである。社会關係の社会的本性によって〈連帯した〉あらゆる所有は〈連邦的〉であり、あらゆる所有の連合は、国家に対して〈連邦主義者の所有〉を構成し、経済社会の法的基础をなす」⁽⁶⁾のである。すなわち、連邦主義的所有は、農業にとつては個人的所有、産業にとつては集団的所有、奉仕事業にとつては協同的所有となつて展開され、この所有の相互主義的連邦主義的理論に、〈相互主義的連邦主義的民主主義〉が対応する。

すなわちブルードンの所有に関する三部作『連合主義原理』(一八六三年)に於ける〈農工連合〉は〈経済的民

主義』に、『労働者階級の政治的能力』(一八六五年)に於ける〈農業的所有〉に〈農業的民主主義〉が、『所有の理論』(一八六五年)に於ける〈産業的所有〉に〈産業的民主主義〉が対応するのである。

バンカールによれば、プルドンは、「農業的民主主義」と、集団的農業の推進者であり、同時に、「産業的民主主義」と企業の共有の創設者である。産業的民主主義は、「農工連合」及び、生産と消費のシンジケートをなす消費者の集団的構成物で表現される。プルドンはこの生産者と消費者との自主管理にもつづいた「経済的民主主義」の擁護者なのである。

要するに、それぞれの所有概念に対応した「農業的民主主義」と「産業的民主主義」の概念であり、これは生産者と消費者との自主管理にもつづいたものである。

かくして相互主義者の経済的民主主義論の内容は、第一に産業の社会主義化、第二に農業の相互主義化、第三に、諸奉仕事業の協同化をもつて、消費者連合及び生産と消費のシンジケートをなす農工連合に結実し、さいごに経済社会と政治社会との関係が論じられる。

このように相互主義者の経済的民主主義論とは、「経済全体の管理を、経済社会によって引受けたあとで、あらゆる国家的干渉を受けずに経済社会の個人的で集団的なメンバーたちの間に労働手段の分配をもたらすところの実践的な解決策⁽⁷⁾」として提起されている。そしてこの実践的な解決策をもたらすものは「唯一の必然性をもつた有機的法則であるところの労働の法則」であり、「社会経済学的な唯一の实在」なのである。

産業の〈社会主義化〉は、産業に於ける企業の集団的所有によつてもたらされる。あらゆる産業は、集団的領有の目的をもつものであり、「会社は、もつぱら労働者に好意的になり、あらゆる労働者は、社員となる。」すな

わち、労働者は、奴隷とはならず、監督と利益に参加しながら、機能と等級によって補修されるのである。会社を次第に労働者の会社に変形していくこの原理は、ブルードンにとって社会革命のかぎとなっている。かくして産業に於ては、〈労働による労働の指揮〉が支配的な原理となる。

これに対して、農業に於ては、連邦的所有のなかに搾取の個人的所有が事実上含まれており、「農業労働は、社会的であるよりも、むしろ経済的な理由から、農民と土地のあいだにある結合関係の事実を是認する」⁽⁸⁾ために〈農業集団〉と〈農業共有〉のなかに個人的農業的搾取を加えた〈農業の相互主義的所有〉がもたらされる。すなわち、農業に於ては、産業に於ける企業の集団所有ではなくて、搾取の個人的所有にもとづく〈相互主義化〉がおこなわれるのである。「個人的であるために、農業所有は、相互化され、連邦的となる」⁽⁹⁾。

以上、産業に於ても、農業に於ても、それぞれ、ここには、労働者イコール資本家（労働者が監督と利益に参加することによって資本に変形される。会社は労働者になり、あらゆる労働者は社員となる）農民イコール所有者（搾取の一部を農民に獲得させ、搾取された農民は所有者となる）というブルードンの原理（労働イコール資本）が脈打って展開されている。

そして「産業の〈社会主義化〉と、農業の〈相互主義化〉とは、諸奉仕の協同機構に於て、その結合、補充、結論を見出す」のであるとして、「諸奉仕の協同化」が論じられる。農業や産業とは反対に、奉仕事業は、奉仕の本性上、割り当てが目的であって、領有が目的ではないために、すなわち〈個人的で集团的な領有の手段によっておこなう〉ことはできないために、全生産者と消費者つまり経済社会の全メンバーが参加するような「協同的所有」をうちたてなければならない。さもないと、万事が「投機売買と買占め」になってしまうと警告する。

商業にとつての機構は、一般的協同社会であり、一般的協同社会は、「生産と消費の一般的総合シンジケート」の機関である。この協同信用の原理となり、目的となるものは「あらゆる現金払いを排除して、手形交換によつて規制されるであろうような社会、交換銀行」である。⁽¹⁰⁾

以上の産業連合と農業連合とが連合して、「農工連合」を構成し、この「農工連合」は、農業的民主主義と産業的民主主義の連合となつて真の経済的民主主義を許すと共に「農工連合」に於ては、農業の相互化と産業の社会化とが論理的に相補っている。

又、消費者たちの連合は、諸奉仕の協同機構に寄与し、「消費者連合及び生産と消費の組合」を形成する。

いわくブルードンの自由な社会主義制度に於ては、「労働者イコール消費者たちの大勢が、資本家の群にとつてかわる」⁽¹¹⁾のであつて、「生産者や消費者について語るとき、人間としての階級は存在しないが、対立する観点はある」故にそれらを一致させるために、結局は、生産と同時に消費を「調整する」ことが必要であつて、生産者と消費者との間に条約(商業保険、信用)が必要である。そして消費者たちが、諸奉仕機構を生産者たちと共に規制するところのこの条約。(商業保険、信用)によつて生産者たちは、集団的な消費であれ、個人的な消費であれ取り扱いを要求できるのである。

消費組合を形成するものは消費連合であり、消費組合と共に、農工連合が、協同組織の一般的管理にたゞさわるところの「生産と消費の一般組合」⁽¹²⁾を形成するのである。

生産と消費の一般組合は、経済的管理の一般的な機能に限定されず、この組合は、国家と共に一般的経済政治に参与し、一般的経済管理人の役割は、組合をして予測的統計と生産計画の確立へと導く。

かくして「経済的民主主義」は、相互主義者の社会主義をもたらし、経済社会と国家との間に弁証法的な関係をもたらし。

この経済社会と政治社会（国家）との間の関係は、相互主義と連邦主義との間の関係におきかえられ、前者は相互主義者の経済的民主主義、後者は連邦主義者の政治的民主主義をもたらし。いいかえれば、前者は経済的相互主義にもとづく経済機関の相互主義的機構に於て生じ、後者は政治的連邦主義にもとづく政治組織の連邦的機構に於て生じる。要するに、所有の相互主義的連邦主義的理論（経済的民主主義）に、連邦主義者の国家機構が照応するのである。すなわち、政治秩序に於ては、国内プランに於て地方分権、自主管理、地理的で機能的な諸集団の連合にもとづく連邦共和国をもたらし、国際プランに於ては、連邦主義にもとづく連邦共和国の（国家連合）が、諸国の集団の独立と相互依存をもたらしるのである。他方、経済秩序に於ては、この国内的国際的連邦機構は、相互主義者の機構をもたらし。連邦共和国によって構成された国内的政治的民主主義は、農工連合と、生産及び消費組合にもとづく経済的民主主義の帰結となっている。

構造的にいえば、国内プランについては、（相互主義者の連合）、国際プランについては、（相互主義者の国家連合）を与えることであり、「連合の目的は、契約国家の市民たちを、外部からと同様に内部の資本家的金融資本の搾取から守ることである」⁽¹³⁾。

相互主義者の経済問題に対立する諸障害とは、第一に、否定的なナショナルリズムであり、第二に、国際的な資本主義の独占権力であり、第三に権威的な共産主義という国家帝国主義の到来であるという。すなわち、バンカールによれば、ブルードンは「資本主義の独占権力」と「共産主義という国家帝国主義」の両者に反対したので

あつて、相互主義的連邦主義を志向したのである。

二

従つて連邦共和国に於ては、「資本によつて又国家によつて従属させられた」労働者の有機的社會を、組織された自治的な經濟社會に変えること、「位階制的で、家父長的で全体的な」國家を、自由で民主主義的な契約的な政治社會に変えること、政治的で經濟的なこの二つの目的は、生産の機能、經濟的秩序と、諸關係の機能、政治的秩序に於てみられた労働者の社會の機構にすぎない、ことがとかれる。かくして、政治的民主主義論に於ては、労働者の社會機構に対応した「労働者民主主義」なる概念をもつて經濟と政治との關連が經濟的民主主義と政治的民主主義との兩者を含む概念として論じられている。いわく、「労働者民主主義」に於て、政治は經濟の必然的帰結である。相互主義が政治的領域に移されると連邦主義となる。

しかし、經濟的機能と政治的機能とを混同させてはならない。兩者の混同から、資本家的疎外(いわゆる少数の所有者によつて封建制度をしかれた政治機構)と國家的疎外(少数の権力者によつて従属させられた經濟機構)が生み出される。従つて、労働者の社會に於ては、「相互的で連邦的な民主主義」が、自治的で連帶的な、独立した二つの機構の經濟的・政治的連結を弁証法的にもたらすのである。故に「労働者民主主義」、いいかえれば相互的で連邦的な民主主義は、相互主義者の經濟機構と經濟的民主主義、及び連邦的政治機構と政治的民主主義とを構成部分とする。

バンカールによれば、ブルードンにとつて「家父長的國家の(超社會的構成にもとづく抑圧)と、公權力の擯

取ともとづく「国家的剰余価値」の廃止は、現実の社会に適應した「新しい民主主義国家」という「自由な国家構成」を意味するものである。この連邦共和国は、四つの組織原理をもって構成される。第一に、領土的で機能的な自然集団の政治的自治と自主管理、第二に、益々巨大な全体に於けるこれらの集団の相互依存と連合、第三、委託による、特殊利害の調和と共通の利害を促進するような連邦的統治の創造、第四に、これらの要因に関連をもたらず連邦主義者の政治社会や、連邦国家の構成である。「諸権力のダイナミックな分散は、基礎的な相異なる集団のあいだに、又、連邦集団と中心的權威との間に、政治組織と経済社会との間に、民主主義的な緊張をもたらずであろう」とい⁽¹⁴⁾、この四つの原理が説明される。

先ず「自然的」な政治集団の存在と、かれらの自主管理する権利とを再認識することは、ブルードンの政治的民主主義の基礎を築く最初の方法」であるとして、「自然集団の自治と自主管理」によって、自然集団の概念を明確にすることから始められる。

すなわち、自然集団とは、諸州、諸地域、諸県、諸自治体、会社等であり、この自然集団は、労働と産業に於ける企業や会社等の機能的集団と、県や自治体のような領土的集団とに分けられ、この区別が重要なのである。

すなわち、機能的及び専門的集団は、政治集団の第一のカテゴリーを代表する。経済秩序に於ける自治細胞の機構に、「政治秩序に於ける機能に類似した機構」が照応するのである。そして基礎的な政治的自然集団のなかには二種類の機能集団が認められる。企業や労働委員会、企業連合等の生産的機能の集団と、公共奉仕の諸連合等の公的機能の集団とである。

他方に於て領土的及び地理的集団があり、これら基礎集団の地理的機能的連合によって連邦政府が創造される。

連邦政府とは、連邦原理の民主主義的統治をさし、それを貫ぬく原理は、〈無政府制〉或は〈完全な自主管理〉であつて、〈分散化〉を特徴とする。

従つて、政府の本性は、權威的なものから民主主義的なもの、統一的なものから連邦的なものになり、その役割は、管理者や抑圧者から、仲裁人及び調節者となる。自主管理された経済社会に於ては、統治の眞の目的は、生産者の自由を保証することであり、〈警察〉機能の行使が大切であるとして、ここに〈警察〉の機能を重視する点は重要である。いわく「民主主義的政府にとつて、〈警察〉の機能を行使することは、社会的行為を手に入らせ、経済諸力や経済法則の適用を監督し、なかならず労働を刺激し、進歩の手段を準備することである」⁽¹⁵⁾「警察はきたるべき秩序の促進者であると同時に、運動の最上の原理と、〈進歩の魂〉となる。社会的衝動の保証人〈社会に於ける秩序の擁護者〉であることが証明される」⁽¹⁶⁾。

そして、「警察以外のことに於て、国家の規則は桎梏である。」が故に、ブルードンは、死に至る迄、「統治イコール検察官」という民主主義的概念を發展させたのであると、説明する。

ここに於て連邦政府の機能は、経済的司法官ないし、〈監督するが行政はしない〉検察官の機能に限定されるのである。具体的に云えば、連邦政府は中央政府の役割を制限し、排除することが唯一の役割となり、解決すべきことは自主管理の規則を実現する政治的・経済的・社会的な全構成にかかわる問題である。公共奉仕の管理は、自治的で連邦的な機能集団に寄与する。従つて連邦政府は経済的に自主管理し、政治的に自主統治する国民の〈公共経済学〉となるのである。

以上の展開をへて、次に連邦国家論が展開される。すなわち、バンカールによれば、政治的民主主義は、四つ

の組織原理にもとづいて、基礎集団として自然集団をもち、諸自然集団の連邦によって連邦政府を創造し、連邦政府は連邦国家に包括されるのである。

そして、自然集団—連邦政府—連邦国家の系列が全体として、連邦共和国を構成する。

いわく、「地理的で機能的な自然集団の政治的自治と自主管理、益々巨大な全体に於けるこれらの集団の契約的な相互依存と連邦、委託による連邦政府の創造というブルードンの政治構成のこれら三つの局面は、総合の第四の局面へと我々を導く。すなわち、機能的で領土的な連邦主義にもとづくへ自由で契約的な民主主義国家のダイナミックな構成である。ブルードンのこのへ新しい国家は、自主管理する政治集団としてあらわれるのである」⁽¹⁷⁾。「社会集団から生まれた公権力すなわち国家を肯定することは、要するに権威、人間に及ぼす人間の専制人間に及ぼす人間の統治を否定することである」⁽¹⁸⁾。すなわち、連邦国家とは、自由で契約的な民主主義国家であり、その目的は、権威・専制の否定である。

従って契約国家は、次のものによって構成される。第一に、所有者の連合から、すなわち、地方・区・州によって分類された農業及び産業労働者、小作人、労働者たちの連合から。第二に、産業的な労働者の小共和国の連合から、第三に、自治的機能集団に組織されたへ公共奉仕、第四に、小商業や、相互産業のへ職人や商人の連合から、である。故に、領土的には、集団の自治の法則によってへ評議会に結集された労働者や小作人によるコミュニティの行政や、へ分散化や連合の芽をもたらす諸州による州の行政をもたらす。機能的には、自治集団、小作人組合に於ける自治権力として示される。

ここに於て民主主義は、へ機能の分割と均衡という二重の原理に従って、すなわちへ諸権力の分散によって

のみ実現されるのであって、相互連合や政治連合の基礎に、「自己統治の規則」にもとづいた「相互主義的連邦主義的民主主義」の政治構成が確立される。

「絶対的権威の唯一の位階制的集中」の代りに、「自乗化された民主主義的集中」や、「均衡化された調節」をもたらすためには、第一に、連合行為によって統一された中位の集団の形成、第二に、統治機構は、諸機関の分離の法則に従って、共有にまかせられ、調節と広告の諸条件を強化させねばならない。第三に、中心的権威への寄与を一般的先導、相互保証や監督の役割に還元することが必要である。

それ故、立憲的に、ブルードンの国家は、自然集団や連邦機関に一致し、これらの集団の連合や、それに照応した基礎機関をあらわし、基礎機関は、領土的或は機能的となる。

連邦機関或は中央集権的機関は、基礎機関から出発して、連邦や継起的代表団によって構成される。中心的立法権力は、連邦議会によって保証されている。実践的行政権力は、経済法則に一致して、経済会计学の批判によって与えられる。その基礎に国民の無限の多数、その頂点に、経済的な「大きなカテゴリー」と「公的効用の機能」が、大臣と同じ場を与えられる。これらの継起的連合によってピラミッドの頂点にある内閣は、公的領域―農業、産業、商業、財政、その他の外的関係を包括する。

かくして、以上の展開は、バンカールによって連邦的民主主義の内的諸関係と外的諸関係としてまとめられている。

すなわち以上の展開を通じて政治的民主主義は、連邦的民主主義に包括され、この連邦的民主主義は、連邦共和国ないし連邦の国家連合の形態のもとに、すなわち外的諸関係のもとに、内的諸関係すなわち、諸対立(自然

発生性と機構との間の、自由と連帯との間の、自己行政と政治的連合との間の、政治的連合と経済的連邦との間の、国内的連邦主義と国際的連合との間の、経済的連合と、政治的連合との間)の構成をあらわすのである。

そしてこの連邦主義者の政治的民主主義は「相互主義者の経済的民主主義の二律背反的補足をなす」⁽¹⁹⁾ものとして、一及び二で考察した経済的民主主義と政治的民主主義との関連が、「補足と干渉」の関係としてまとめられている。いわく、相互主義を構成する多元論者の経済的技術と、連邦主義をなす多元論者の政治的技術との間には、補足と干渉がある。〈補足〉の関係、何故なら「労働者民主主義」に於て、政治は経済の帰結である。政治は自主管理と同一の方法に従つて、多元論と同一の原理によつてあらわされる。

〈干渉〉の関係、何故なら、相互主義者の〈所有〉と、連邦的〈国家〉は、自主管理社会の〈両極〉である。両者の二律背反的關係は、對^つの關係としてあらわされ、混同されることなく、統一し、一つになるために區別されるのである。

また両者の關係は、共和国家と経済社会との關係となつて展開される。共和国家の構成は、市民の政治的保証や、行政的に共通な州への分散化や、経済的権利の規定や、経済諸力のバランスを構成しようとするし、反対に経済社会は、行政(産業省や農業や商業省)や立法の水準で演じるような政治組織や専門的代表の真中に位置する。他方、執政官の権力としての国家は、労働組合の評議會の真中に代表をもつてあろう。それ故、プルーダンの共和国は、自治集団の連合としてあらわれ、自主管理の制度として、多様で連合的なその構造は、それがもつづく社会的多元論に合致して適用されているのである。

また連邦共和国の政治権力(社会―政治的構成)と、労働者―消費者連合の経済権力(社会―経済的構成)との間

には、国民集団の内部に於ける緊張と交換の関係が指摘される。自治集団の連合としての共和国に於ては、内的でダイナミックな均衡があり、それは二重の緊張と交換をもたらし、この国家機構の内部にある緊張と交換は、自主管理する基礎細胞と、それが生み出し、それに規制される連邦権力との間に生まれる。

最後にバンカールは、「連邦的民主主義」を「労働者民主主義」という表現におきかえ、両者の関連をつぎのようにしめくくっている。

「労働者民主主義」に於て、政治は経済の必然的帰結である。「労働者民主主義」は、相互主義者の経済機構と経済的民主主義及び、連邦的政治機構と政治的民主主義とを構成する。労働者民主主義は、「もはや権力の獲得ではなくて権力の分散へと向かう」⁽²⁰⁾

連邦共和国なくして相互主義者の民主主義は存在しないように、政治的連邦主義のない国際的な相互主義者の連邦は存在しない。

従つて連邦主義の運動は、国際的なレベルに於て国際化の運動として発展することが論じられる。

ブルドンによれば「近代社会は求心的な運動と同時に遠心的な運動に、又、自治的地域主義の運動に従っている。連合によって進歩的な連邦主義によって、統一と自由、経済と権力、世界的な精神と国内的感情の利害をやりとげることが問題である」⁽²¹⁾

「ヨーロッパは国家の連合である。この連合は商業と産業の発展によって終局的にもたらされる。人民の共和国は、連合から連合の形態のもとにその神秘主義から脱出するであらう」⁽²²⁾

かくして、「自由」の問題が国際的な自由と、国民的な自由との関連の問題として論じられる。いわく「政治

的に柔軟な構成に於て、結局、基礎細胞の自治と自主管理は、連邦的集團の自由とダイナミズムにもとづいてい⁽²³⁾る。

連邦的領域が増大するにつれて、基礎集團の自主管理と、自主管理の権力を強化する必然性が強調され、かくして、「自由」が、国内的にも国際的にもたらされるのである。

以上、展開してきたところを要約するならば、バンカール民主主義論とは、経済的民主主義と政治的民主主義とに二分されて論じられ、後者は前者の必然的帰結であるが、両者は混同されてはならない。両者の混同から資本家的疎外と国家的疎外が生じる。その場合の両者の関係とは、「補足と干渉」にあり、それぞれ相互主義者の〈所有〉と、連邦的〈国家〉となり、ともに自主管理社会の両極をなすものとして位置づけられる。

そして両者の二律背反的關係は、「労働者民主主義」なる概念に於て統一され一体となる。そしてこの「労働者民主主義」は、「権力の獲得にではなくて、権力の分散へと向かう」のであって、国際的な連邦共和国の形成が、バンカール民主主義論の目的であり到達点である。何故ならば、この連邦共和国に於てこそ、以上の展開を通じて明らかとなった経済的民主主義ならびに政治的民主主義、要するに「労働者民主主義」が実現されるからである。

三

以上の展開によって解明されたバンカールの民主主義論の基本的な特質とは何か。一言でいうならば、それは、現状分析（現代国独資段階に於ける経済機構並びにその反映としての民主主義）を飛ばした未来社会（バンカールのいう

自主管理社会)の構想にすぎないことである。

周知のように現代国独資体制に於ては、資本主義の基本矛盾にてらした二つの方向に於ける民主主義⁽²⁴⁾が存在する。一方に於ける支配階級の所有の利益の擁護のためのいわゆるブルジョア民主主義と、国独資に敵対する民主主義、反独占をかかげた労働者人民の民主主義、いわゆるプロレタリア民主主義であるが、バンカールの場合には、資本主義のもとでのこの二つの民主主義についてはふれていない。特に支配階級擁護のためのブルジョア民主主義については論じられない。

バンカールのいわゆる「労働者民主主義」すなわち政治的民主主義プラス経済的民主主義とは、「資本家的所有と、權威的な共有との間に」うち建てた未来社会つまり自主管理社会に於ける民主主義論であつて、未来社会の構想にすぎないものである。

これと対照的な対比をなすものにフランス共産党の「先進的民主主義」論がある。

ジョルジュ・マルシェ書記長は「政治的民主主義と経済的民主主義とは分離できない⁽²⁵⁾」とのべ、国独資段階に於ける上部構造としての民主主義と、経済的土台としての、国独資との癒着を論じ、経済的民主主義の条件は、大独占の国有化であると主張している。

バンカールとの決定的な相違点は、国独資の現状分析に立脚している点であり、さらに資本主義から社会主義への移行の形態として「先進的民主主義」論が展開されている点である。「経済的政治的社会的民主主義こそが、社会主義への革命的移行の形態となるであろう。」(ポール、ボッカ)⁽²⁶⁾「先進的民主主義」とは、ポール・ボッカによれば、国独資の危機を打開する方策であり、社会主義への革命的移行の形態である。〈抽象的には〉経済

の改造は、労働者階級とすべての民主勢力が、国家権力にたいする統制をうちたて、下から上まで徹底的な政治的民主化を開始するばあいを実現可能となる。へ具体的には、金融・銀行制度全体の国有化及び基幹産業部門を支配する独占体の国有化を定める。国有化されるのは工業企業の一パーセントに満たないにもかかわらず、今日の生産投資総額の約半分が新しい国有化部門に属することになる。国有化部門の創造が新政府の第一歩となる。へ一般的には、先進的民主主義は国の管理への労働者階級と人民大衆の参加を保証するであろう。

一九七二年六月の社共の「共同政府綱領」に関するジョルジュ・マルシュ書記長の報告にも「共同綱領の実現で樹立できる体制は、我々が先進的民主主義と呼んでいるものと一致する政治的・経済的民主主義である。つまり、わが国がいままで経験したことのないような民主主義、前例のない社会的規模での政治・経済改革を通じてあらわれる民主主義である。」⁽²⁷⁾とのべている。

すなわち、フランス共産党ならびに共同綱領の提起する「先進的民主主義」とは、経済、政治両面での根本的な民主的改革をめざす「政治的・経済的民主主義」を意味し、かつそれが社会主義への移行の形態として規定されている点に於て、この「民主主義」は、資本主義に於ける二つの民主主義の一方、すなわち広範な民主的、反独占的改革をめざした労働者ないし人民の民主主義、プロレタリア民主主義を志向するものであることは明瞭である。さらにバンカールとの相違点は、バンカールに於ては、自主管理社会に於ける労働者民主主義に於て、政治的民主主義と経済的民主主義との区別を強調する点である。いわく、「是非とも避けねばならぬことは、経済的機能と政治的機能との混同である。何故ならば、資本家的疎外と国家的疎外を生みだすのは、両者の混同によるからである。」⁽²⁸⁾

雑誌「自主管理と社会主義」の主筆であるイヴオン・ブルデも、同誌二号に於て、「自主管理と民主主義」⁽²⁹⁾なる論文を書いているが、その要旨は次のとおりである。

自主管理は、デカルト以後の近代哲学の流れをくみ、ルソーの『社会契約』にみられる民主主義の原理を受け入れたものであり、君主制や寡頭政治のような唯一者による統治には対立する。神や人間の全権威を否定し、各人を正当に判断する民主主義、それはルソーの『社会契約』にある「同質の全体の自主管理」である、と主張し、マックス・アドラーの『民主主義と労働者評議会』(一九一九年)に於ける見解を引用しながら、労働者は剰余生産物を生産しながら、その剰余生産物の分配に如何なる影響力ももたないことの矛盾がとかれ、マルクスの理論は、三つの革命実践の基礎に役立ついるとして、第一に、経済革命(必然的に段々と経済発展をもたらすゆるい革命)、第二に、少数の職業革命家によって実現された、権力の突然の掌握による激烈な革命、第三に、一九五七年以降、オランダ、ポーランドでみられた労働者評議会をあげている。要するにイヴオン・ブルデは自主管理の始祖をマルクスにみ、民主主義の始祖をルソーに求め、「均質の社会」(société homogène)を目標とする。

しかしながら、ルソーは政体について、民主制、貴族制、君主制及び混合政体をもとめ「一般に民主制は小国に適し、貴族制は中位の国に適し、君主制は大国に適する」とのべており、民主制を最高の政体と考えていたが、その実現にはかなり厳格な前提条件を提示している。「第一に、非常に小さな国家で、そこでは人民をたやすく集めることができ、又、各市民は容易に他の市民を知ることができること。第二に、習俗が極めて単純で、多くの事務や面倒な議論をばぶきうること。次に人民の地位と財産が大体平等であること、……さいごに、奢侈が極めて少ないか、又は全く存在しないこと」⁽³⁰⁾要するに、小規模な、連帯感にみちた、社会的同質性をもつ共同体

ということであつて、ルソーがいう民主制は、アテネにみるような「直接民主制」にほかならない。このようにルソー自身が「社会契約論」に於て構想した国家は、当時の総人口約二万六千人といわれたジュネーヴ共和国の小農民、小所有者の自給経済的な平等社会にほかならず、ここには基礎社会の同質性にもとづく平等主義がたゞらぬいたのである。

ブルデは「社会契約論」から二百余年をへた現代国独資社会に於て、ルソーのといた直接民主制「均質の社会」をどのように具体化しようとするのであろうか。政治組織や構成について、なんら具体的な構想は伺われない。この点バンカールに於ては、既述したように、政治的民主主義論に於ける連邦共和国の構成は、四つの組織原理にもとづき、緻密に具体化されて展開されている。バンカールに於て民主主義の祖はブルードンに求められているが、ブルデの場合にはルソーに求められている。前者に於ては、ブルードンの諸著作に依拠して、概念的体系的に未来社会の組織構成の原理が展開されているが、後者に於ては、デカルト以後の近代思想から第二次世界大戦をへた現代思潮に至るまで、極めて現代的な問題意識に立脚しているとはいへ、自主管理社会は、要するに「均質の社会を目標とする」もの、という規定だけであつて、未来社会について、なんら具体的な構想は示されない。

また、バンカールに於ては、連邦共和国は「自然集団↓政府↓国家」のつながりのもとに、連邦国家論が展開されているが、この点ブルデに於ては「国家」は否定されている。いわく「自主管理された協同社会は、階級のない社会、ニートピアの具体的な最初の実現である。だが、この協同組合は、中央の支配者であり保護者である国家が存在する限り、真に発展できない。自主管理は、国家が存続する限り真価を発揮できない。自主管理は平

等で協同的な、国家とは全く別な組織である。」⁽³¹⁾

ここで、ひるがえってブルードンそのものに立ちかえてみるならば、ブルードンにとって民主政治とは、大多数の人々による暴政以外のなにもでもなく、従って、「民主主義」とは、「土台に数をもち仮面として人民という虚名をもったもの」にすぎないのである。いわく、普通選挙は一種の原子論であって政治的無神論である。世論とは偏見の集合であって、世論による統治は暴政以外のなにもでもない。主権は人民の代表者である役人がもっているものであって、真の主権者は役人である。財産はもたない方がいいのと同様に、主権ももたない方がいいのである。主権をもつことは君主制につながるかと主張している(以上、主として一八四八年の『社会問題の解決』による)⁽³²⁾。当初に於て権力を批判したブルードンは、民主主義や普通選挙制度、世論や人民についても、これらはすべて民主主義的な諸幻想であるとき、批判的な疑惑の目を向け、一貫してこれを否定し去っているのである。バンカールが民主主義の祖としてたてまつるブルードンの民主主義論とは、以上のようなものであったし、ブルデが祖としたルソーの人民主権論及び民主主義論の批判者ないし否定者であったことは明瞭である。両者共に自主管理論者でありながら、それぞれの論じる民主主義の内容は、かくも異なったものになっているのである。

四

さいごに、バンカール民主主義論の帰結として示される「自由」の問題について、ふれておこう。

バンカールにとって「自由」は、ブルードン思想の枢軸としての位置を示すのであるが、とらえかたの特徴として次の点を指摘できる。第一に、自由は、多元論との関係においてとらえられている。すなわち、多元論を構

成するものは、敵対主義の法則であり、敵対主義の法則は、必然的に正義と均衡の法則をもたらず。そしてこの敵対主義、正義、均衡、三者の関連によって、自由の諸段階が画されるのである。

第二の特徴として、自由を四つの段階規定にわけて論じる点があげられる。

- (1) 潜在的な自由 (La liberté potentielle)
- (2) 現在の自由 (La liberté effective)
- (3) 効果的な自由 (La liberté efficace)
- (4) 結果的な自由 (La liberté efficiente)

この四つの自由は、敵対主義の法則によってもたらされるのである。いわく「あらゆる運動、あらゆる生活は、敵対的な諸力の運動をもたらず。潜在的な自由をみとめるのは、この敵対的な運動の存在であり、現在の自由を基礎づけるものは、この運動の主体とその認識である。効果的な自由を生み出すものは、諸自由のからみ合いである。結果的な自由を創り出すものは、 \triangle 正義 ∇ に於ける自由の連合である。」⁽³³⁾こうして、敵対主義の法則によって「自由」の四つの段階規定がもたらされ、四つの自由は、正義と自由の連合に向かっていくものとしてとらえられている。

第三に、平等との関係が問題になる。(4)に於ける自由に於て、ブルードンの、「平等を創るために自由を破壊せよ」⁽³⁴⁾「自由は平等の否定である」という引用文をもち出し、自由の自殺的な傾向についてのべるのであるが、ここに於て、自由と平等は対立概念の如く論じられる。ブルードンにとって「自由」は「権威」に対する対立概念であつて、自由と平等との関連については、あまり論じられない。「平等を創るために自由を破壊せよ」とい

う場合の自由とは、特定の所有支配階級の自由を指すと考えられるが、そのさい、注目すべきは、「個人的自由を殺すことではなくて、個人的自由を社会化することが問題である。」⁽³⁶⁾と、のべていることである。

ここでいう「個人的自由」とは、所有支配階級のもつ個人的ブルジョアの自由を意味するとすれば、ブルードンにとって平等とは、ブルジョアの自由の廃止ではなくて、ブルジョアの自由の社会化であることが明確となる。

「自由」の問題も、「民主主義」と同様に、階級社会に於ける基本矛盾にしたがって、生産手段を所有する支配階級のためのいわゆる「ブルジョアの自由」と、被支配階級であるプロレタリアートにとっての「自由」が存在することは明瞭であるが、ブルードンに於ては「所有者イコール労働者」という特有の階級把握にもとづいて、ブルジョアの自由も、その廃止ではなくて社会化が論じられるところにその特殊性をみることが出来る。また、

「社会的平等の状態は、秩序における自由であり、統一に於ける独立である」とのべているように、バンカールにとつて「自由と秩序」「独立と統一」という二律背反をなす組合わせは、敵対主義と均衡という社会学的カッブルの帰結なのである。そしてこの敵対主義と均衡の法則によつてもたらされる「結果的な自由」とは、「正義に於ける自由の連合」を意味するのであるが、その場合の「自由」とは、特殊な階級把握にもとづく均衡の法則であり多元論という観念的次元での「自由」ではない。

バンカールによる自主管理社会とは、「新しい民主主義国家」「自由な国家構成」を意味するとはいつても、その場合の「民主主義」「自由」の概念は、多元論という社会学的次元に於ての観念的把握であり、特殊な階級把握⁽³⁶⁾にもとづいたものでしかなく、ここにバンカール自主管理論の基本性格を指摘できるのである。

(1) バンカール自主管理論と多元論との関連については拙稿参照のこと。「現代フランスに於ける自主管理思想の本質」東北大学研究年報『経済学』第一二二号。

(2) Yvon Bourdet : Autogestion et démocratie, autogestion et socialism, No. 2, pp. 45~64.

(3) Jean Bancael : Proudhon — pluralisme et autogestion, 1970 by Éditions Montaigne, les réalisations, pp. 62~131.

(4) *ibid.*, p. 62. (5) *ibid.*, p. 68.

(6) *ibid.*, p. 71. (7) *ibid.*, p. 74.

(8) *ibid.*, p. 78. (9) *ibid.*, p. 79.

(10) *ibid.*, p. 82. (11) *ibid.*, p. 83.

(12) *ibid.*, p. 86. (13) *ibid.*, p. 92.

(14) *ibid.*, p. 100. (15) *ibid.*, p. 115.

(16) *ibid.*, p. 115. (17) *ibid.*, p. 119~120.

(18) *ibid.*, p. 120. (19) *ibid.*, p. 127.

(20) *ibid.*, p. 129. (21) *ibid.*, p. 130.

(22) *ibid.*, p. 130. (23) *ibid.*, p. 130.

(24) 最新刊のテュデスク著『フランスの民主主義』によれば、近代フランス民主主義の発展過程を、民主主義と自由主義、急進主義、社会主義のそれぞれとの結合関係の変せんとして、つまり自由民主主義、急進民主主義、社会民主主義の三者の関係の変せんとして理解しているが(訳者大石明夫氏の解説による)、この区分は、一九世紀の前半期ないし第二・第三共和制下に於てのみ有効であって、現在の第四共和制ないし一九七〇年代にあっては、自由民主主義と急進民主主義との区別がぼやけてしまい、自由主義的民主主義と社会主義的民主主義とが、社会に関する基本的な二つの考え方を代表するのである。(二一〇頁)とのべて、「社会民主主義」にも現在四つの傾向があることを指摘しているが、その場合の「民主主義」のとらえかたは、あくまでも「政治的民主主義」という上部イデオロギー的概念把握に終始している。訳者大石氏によれば、テュデスクは、民主主義の基盤ないし指標として、第一に法的機構、第

二に社会学的次元に於ける民主主義、第三に、心理的精神的要因としての民主主義をあげ、第三の基準を規定的なものとして強調しているが、全体として上部構造としての民主主義すなわち「政治的」概念的民主主義の把握にすぎず、現代国独資と云う土台との結びつきは論じられていない。一般的にいわれる「民主主義」概念の考察からは、それを規定する現代国独資の分析も、さらに国家との結びつきもでてこないのは当然である。(A・テュデスク著、大石明夫訳『フランスの民主主義』評論社昭和四十九年七月発行)

- (25) *économie et politique*, No. 229-230 — Août-Sept. 1973, pp. 9-22.
 (26) ポール・ボッカラ「国家独占資本主義の危機について」(『フランス経済と共同政府綱領』大月書店所収、二頁～十頁)

- (27) 世界政治資料一九七二年八月上旬号。
 (28) *ibid.*, p. 98.
 (29) *Autogestion et socialism*, No. 2, pp. 45-64.
 (30) J.J. Rousseau : *Du Contrat Sociale*. 「社会契約論」桑原武夫・前川貞次郎訳、九六頁～九七頁。
 (31) Yvon Bourdet : *Karl Marx et l'autogestion. autogestion et socialisme*, No. 15, p. 109.
 (32) プルードンの「統治」把握ないし民主主義論については拙稿参照のこと。「プルードンにおける抑圧の三形態について」東北大学研究年報『経済学』第九四号 pp. 57-67.
 (33) *ibid.*, p. 186.
 (34) *ibid.*, p. 200.
 (35) *ibid.*, p. 200.
 (36) 「生産者イコール消費者」すなわち、生産者と消費者との対立を除去するために、生産と同時に消費を規制するという考え方、この生産イコール消費の視点は、プルードンの著作の随所にみられる。前拙稿参照のこと。